

## 県央家畜保健衛生所庁舎警備業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する県央家畜保健衛生所庁舎警備委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

業務範囲内における火災等の予防、盗難の防止及び非常事態発生時の適切な措置を行い、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 2 委託業務の場所及び面積

宇都宮市平出工業団地6番8号 栃木県県央家畜保健衛生所

敷地面積 5,483㎡

鉄筋コンクリート造 2階建 延面積 1,953㎡（詳細は別添建物平面図のとおり）

### 3 警備の方法

人感センサー・マグネットスイッチ等を使用した自動警報装置を設置する。

警備信号は、電話回線等を使用し、非常事態発生時に乙に異常信号を発報できるようにするものとする。（侵入、火災、断線、ガス漏れ等）

### 4 業務日及び業務時間

原則として次のとおりとする。ただし、対象施設が無人の状態にある時とし、火災については、24時間警備とする。

・平日 17:15～翌日8:30まで

・閉庁日 8:30～翌日8:30まで

### 5 任務

乙は、自動警報装置により異常信号を受信したときは、次のとおり速やかに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 火災の防止

ア 火災の早期発見と初期消火

イ 火気使用箇所及びガス漏れ箇所の点検と確認

ウ 危険物使用箇所の点検と確認

エ 消防署への通報

オ その他防災上必要と認められる事項

(2) 盗難の防止

- ア 不法侵入者の発見と排除
- イ 不審者、潜伏者、徘徊者の発見と排除
- ウ 窓、扉等の点検と確認
- エ 警察署への通報
- オ 現場保存の措置
- カ その他盗難防止上必要と認められる事項

(3) その他

- ア 停電時の原因の確認と正常復旧への措置
- イ 自動警報装置の故障等の場合、正常作動への復旧措置
- ウ その他緊急事態発生時の適切な措置
- エ 甲が必要に応じ指示する措置

6 非常事態発生時の措置

- (1) 自動警報装置により、非常事態発生の異常信号を受信したときは、ただちに乙の職員を現場に急行させると同時に、甲及び関係先に連絡し、事態の拡大防止に当たるものとする。
- (2) 乙の職員は、非常事態に直面したときは、臨機応変に適切な措置をとり、事態を最小限に食い止めるよう努めなければならない。
- (3) 災害、その他非常事態に対して、事前に予知されるものについては、甲と乙とが協議して定めるものとする。

7 報告

- (1) 乙は、委託業務の処理状況について、毎月業務終了後に警備状況報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、警報発報出動時には、その都度警備状況報告書を作成し、甲に提出するものとする。

8 鍵の預託

甲は、乙に対しあらかじめ警備業務に必要な鍵を預託するものとし、乙はその厳重な取扱いと保管を行うものとする。

9 責任者

乙は、業務に関する責任者を定め（責任者を変更した場合も同様とする。）、書面により甲に報告しなければならない。

#### 10 費用負担区分

- (1) 業務に要する機材等(機械警備設備等の設置及び撤去費用を含む)は、すべて乙の負担とする。
- (2) 業務実施に要する電気、水道の費用は甲の負担とし、通信費については乙の負担とする。

#### 11 緊急連絡先名簿

- (1) 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡先の名簿を提出する。
- (2) 甲は、緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく乙に通知する。

#### 12 自動警報装置の保守点検及び維持管理

- (1) 施設等に設置した自動警報装置は、乙の責任において保守点検を行い、正常な機能を発揮するよう維持管理に努める。
- (2) 自動警報装置の誤作動によって生じた損害は乙の負担とする。

#### 13 一般事項

- (1) 機械警備設備等は、契約締結後速やかに設置し、契約期間満了後速やかに撤去すること。ただし、翌年度以降も契約を締結することが明らかな場合はこの限りではない。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (3) 警備機器等の設置による機械警備が出来ない場合は、常駐警備員等の人的措置の対応を講ずること。

#### 14 その他

現場の状況に応じて、簡易なものについては仕様書に記載されていない場合であっても、誠意をもって行うほか、甲が財産管理上必要と認め指示した業務は、契約金額の範囲内で実施するものとする。